

関係例規一覧について(未定稿)

例規名称	例規内容	課長会
		資料提供
香川県広域水道企業団(仮称。以下同じ。)規約	企業団の組織や運営についての大綱を定める。	
第1編 総規		
香川県広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例	生活用水その他の浄水を香川県(直島町を除く)の区域の住民に供給するため、水道事業を設置するのを目的に必要な事項を定める	○
香川県広域水道企業団の休日に関する条例	企業団の休日を定める	○
香川県広域水道企業団執務時間を定める規則	企業団の執務時間を定める	○
香川県広域水道企業団公告式条例	地方自治法第16条の規定に基づき、公告式について定める	○
香川県広域水道企業団公告式規則	企業長の定める公表を要する規程以外の告示の公示について必要な事項を定める	○
香川県広域水道企業団運営協議会規程	企業団規約第13条に定める運営協議会に関し必要な事項を定める	○
第2編 議会・監査		
第1章 議会		
香川県広域水道企業団議会定例会条例	定例会の回数を定める	○
香川県広域水道企業団定例会規則	定例会招集時期を定める	○
香川県広域水道企業団議会会議規則	会議に関することを定める	○
香川県広域水道企業団議会事務局設置条例	議会事務局に関することを定める	○
香川県広域水道企業団議会事務局規程	議会事務局に属する事務を処理するため、必要な事項を定める	○
香川県広域水道企業団議会委員会条例	委員会の設置に関することを定める	○
香川県広域水道企業団議会傍聴規則	地方自治法第130条第3項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定める	○
香川県広域水道企業団議会公印規程	議会において使用する公印の作製、管守及び使用等に関し必要な事項を定める	○
香川県広域水道企業団議会議員全員協議会に関する規程	議会議員全員協議会に関して必要な事項を定める	○
第2章 監査		
香川県広域水道企業団監査委員条例	地方自治法第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定める	○
香川県広域水道企業団監査規程	監査委員の監査、検査及び審査に関して定める	○
香川県広域水道企業団監査委員事務局規程	監査委員事務局に属する事務を処理するため、必要な事項を定める	○
香川県広域水道企業団監査委員公印規程	監査委員において使用する公印の作製、管守及び使用等に関し必要な事項を定める	○
第3編 行政一般		
第1章 組織・処務		
香川県広域水道企業団事務分掌規程	事務分掌について定める	
香川県広域水道企業団企業職員職名規程	水道企業の事務局の職員である者の職名について定める	
香川県広域水道企業団職務代理規程	企業長の職務代理者を定める	
香川県広域水道企業団事務決裁規程	事務決裁について定める	
香川県広域水道企業団公文例規程	公文書の書式等に関し必要な事項を定める	○
香川県広域水道企業団文書取扱規程	行政文書等の管理に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団公印規程	公印の管理等に関し必要な事項を定める	○
香川県広域水道企業団公用車運行管理規程	公用車の運行管理その他について定める	
香川県広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定める	
香川県広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則	法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定める	

例規名称	例規内容	課長会
		資料提供
第2章 情報の公開・保護等		
香川県広域水道企業団情報公開条例	行政文書の開示を請求する権利につき定める	
香川県広域水道企業団情報公開条例施行規則	企業長が管理する行政文書について条例の施行に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団情報公開審査会規則	情報公開審査会の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審査会に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団個人情報保護条例	個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項、個人情報に関する権利等を定める	
香川県広域水道企業団個人情報保護条例施行規則	個人情報保護条例の施行に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団個人情報保護審議会規則	個人情報保護審議会の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団行政手続条例	行政手続法第3条第3項において法第2章から第5章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定める	○
香川県広域水道企業団行政手続条例施行規則	行政手続条例の施行に関し必要な事項を定める	○
香川県広域水道企業団聴聞等の手続きに関する規則	聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関し必要な事項を定める	○
香川県広域水道企業団行政不服審査会条例	行政不服審査法第81条第4項の規定に基づき、組織及び運営に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団暴力団排除条例	暴力団の排除のために必要な事項等を定める	○
香川県広域水道企業団暴力団排除条例施行規則	暴力団排除条例の施行に関し必要な事項を定める	
第4編 人事		
第1章 定数・任用		
香川県広域水道企業団職員定数条例	地方自治法第172条第3項の規定に基づき、常時勤務する企業職員の定数に関する事項を定める	
香川県広域水道企業団職員の任用に関する規則	職員の任用に関し必要な事項を定める	○
香川県広域水道企業団人事行政運営等の状況の公表条例	地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定める	○
地方公営企業法第39条第2項の規程に基づき政治的行為の制限を受ける職に関する規則	地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき政治的行為の制限を受ける職を定める	
香川県広域水道企業団人事記録に関する規則	人事記録に関し必要な事項を定めるもの	
第2章 分限・懲戒		
香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	地方公務員法第28条第3項の規定により、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果について必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する規則	職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例第6条の規定に基づき、必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	地方公務員法第29条第4項の規定により、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する規則	条例の実施に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団職員懲戒委員会規程	職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定める	
第3章 服務		
香川県広域水道企業団職員の服務の宣誓に関する条例	地方公務員法第31条の規定により、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定める	○
香川県広域水道企業団職員証規程	職員が携帯する職員証について定める	
香川県広域水道企業団職員倫理条例	職員が職務を遂行するに当たって、全体の奉仕者として常に自覚しなければならない職務に係る倫理の保持に資するための必要な措置事項を定める	
香川県広域水道企業団職員倫理規則	職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例	地方公務員法第35条の規定により、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定める	○

例規名称	例規内容	課長会
		資料提供
香川県広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する規則	条例第2条第3号の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し定める	○
香川県広域水道企業団営利企業等の従事制限に関する規則	職員の営利企業等に従事する場合における必要な事項を定める	○
香川県広域水道企業団職員就業規程	企業団に勤務する企業職員の就業上の諸条件及び規律を定める	
香川県広域水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規程	就業規程に規定する勤務時間・休暇等に関し必要な事項を定める。	
香川県広域水道企業団職員の育児休業等条例	地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第6条第3項、第7条、第8条、第10条、第14条、第17条、第18条第3項及び第19条の規定により、職員の育児休業等に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団職員の育児休業等規則	職員の育児休業等に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主等を定める規則	次世代育成支援対策推進法施行令で定めるべき企業団の機関の長を定める。	
第4章 職員厚生		
職員安全衛生管理規程	職員の安全管理及び衛生管理に関し必要な事項を定める	
第5編 給与		
第1章 報酬・費用弁償		
香川県広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償条例	地方自治法第203条第4項の規定により、議会の議員に対して支給する議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例	地方自治法第203条の2第4項の規定により、企業長、副企業長及び監査委員の受ける給与及び費用弁償に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団証人等の実費弁償に関する条例	法律の規定により出頭した関係人、参考人及び証人並びに公聴会に参加した者の実費弁償に関し必要な事項を定める	
第2章 給料・手当		
香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例	地方公営企業法第38条第4項の規定により、企業職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定める	○
香川県広域水道企業団職員給与規程	給与の種類及び基準に関する条例の施行及び給与の支給額、支給方法等に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程	職員の職務の級及び号給を決定する際の基準を定める	
香川県広域水道企業団職員の級別職務の分類に関する規程	職員の職務を、給与規程の「等級別基準職務表」に定める基準となる職務に基づき、それぞれの職務の級に分類する	
香川県広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程	管理職手当の支給に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団職員管理職員特別勤務手当支給規程	管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団職員扶養手当等支給規程	給与規程に基づく各種手当(管理職手当、管理職員特別勤務手当、特地勤務手当を除く)の支給等に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団特地勤務手当等に関する規程	特地勤務手当等の支給に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団退職手当条例	職員の給与の種類及び基準に関する条例に規定する退職手当に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団職員退職手当条例施行規則	職員退職手当支給規程の施行に関し必要な事項を定める	

例規名称	例規内容	課長会
		資料提供
第3章 旅費		
香川県広域水道企業団職員等の旅費に関する規程	公務のために旅行する職員等に対し支給する旅費に関し必要な基準を定める	
第6編 財務		
香川県広域水道企業団会計規程	企業団の水道事業及び工業用水道事業の会計及び財務に関し、必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団賠償責任を有する職員を指定する規則	賠償責任を有する職員について定める	
香川県広域水道企業団補助金等交付規則	法令その他に定めるものを除くほか、交付する補助金等に関して、交付の申請、決定等の手続を定める	
香川県広域水道企業団契約規則	契約事務の取扱いについて定める	
香川県広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約に関することを定める	○
香川県広域水道企業団長期継続契約に関する条例施行規則	契約内容に応じた、契約期間の上限を定める。	
香川県広域水道企業団工事施行等審議会規程	発注工事等の重要な案件に係る請負契約等の内容を審議するため工事施行等審議会や分科会について定める。	
香川県広域水道企業団建設工事執行規則	県費支弁の建設工事の執行については、法令その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる	
香川県広域水道企業団行政財産使用料条例	地方自治法第225条及び地方公営企業法第33条第3項の規定に基づき、行政財産の使用人から徴収する使用料及びその徴収方法に関し必要な事項を定める	○
香川県広域水道企業団議会の議決を要する重要な公の施設に関する条例	議会の議決を要する重要な公の施設の長期かつ独占的な利用又は廃止に関し必要な事項を定める	○
香川県広域水道企業団固定資産管理規程	企業団の固定資産の管理に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団物品会計規則	物品会計については、法令その他別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる	
香川県広域水道企業団債権管理条例	債権の管理に関する事務の処理に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団債権管理条例施行規程	債権管理条例の施行に関し必要な事項を定める	
特定調達契約に関する香川県広域水道企業団建設工事執行規則の特例に関する規則	企業団の締結する工事に係る契約のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用されるものの取扱いに関し、建設工事執行規則の特例を設けるとともに必要な事項を定める	
第7編 業務		
香川県広域水道企業団給水条例	水道法その他法令に定めがあるもののほか、香川県水道企業団水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団給水条例施行規程	給水条例の給水に関する規定の施行について必要な事項を定める。	
香川県水道企業団工業用水道事業給水条例	工業用水道事業について、料金その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定める	
香川県水道企業団工業用水道事業給水規程	工業用水道事業給水条例の施行に関し、必要な事項を定める	
香川県水道企業団府中ダム操作規程	府中ダムの操作の方法その他ダム及び府中貯水池の管理に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団水道法施行条例	水道法第12条及び第19条第3項(法第34条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及び当該監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格に関し必要な事項を定める	○
香川県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程	給水条例第 条第 項に規定する指定給水装置工事事業者に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団水道使用水量の認定規程	給水条例第18条に規定する使用水量の認定に関し必要な事項を定める	

例規名称	例規内容	課長会
		資料提供
香川県広域水道企業団水道技術管理者の設置及び職務等に関する規程	水道法第19条に規定する道技術管理者の設置及び職務等に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団建設工事監督規程	企業団が施行する建設工事の監督の実施に関し必要な事項を定める	
香川県広域水道企業団建設工事検査規程	企業団が施行する建設工事の検査の実施に関し必要な事項を定める	